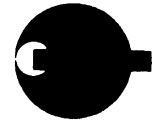


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

- 平成十九年度地籍調査事業計画（農業経営課）
- 平成十九年度地籍調査事業計画（可（下水道課））
- 都市計画事業の事業計画の変更認
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築課）

## 告示

- 奈良県告示第七十九号  
国土地調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十九年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。  
平成十九年八月二十八日  
奈良県知事 荒井正吾
- 一 調査を行う者の名称  
宇陀市
- 二 調査地域  
宇陀市榛原区福西の一部の地域
- 三 調査期間  
平成十九年八月二十八日から平成二十年三月三十一日まで

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
平成十九年八月二十八日
- 一 区域の名称  
黒崎（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域
  - 二 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
所在地及び標柱番号  
桜井市大字黒崎五三番一地主道路敷 一号  
〃 〃 〃 五三三番 二号  
〃 〃 〃 五一九番 三号  
〃 〃 〃 一五〇番地先道路敷 四号
- 奈良県告示第八十号  
都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十九年八月二十八日  
奈良県知事 荒井正吾
- 一 施行者の名称  
王寺町
  - 二 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画下水道事業王寺町流域関連公共下水道
  - 三 事業施行期間

## 公告

- 昭和五十八年十一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで  
四 事業地  
（一）収用の部分  
変更無し  
（二）使用の部分  
平成十年六月奈良県告示第百三十三号の事業地に王寺町畠田二丁目、畠田三丁目、藤井二丁目、藤井三丁目及び藤井三丁目地内を加える。
- 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十九年八月二十八日  
奈良県知事 荒井正吾
- 一 許可番号  
平成十九年七月二十五日第八〇一七二号
  - 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十日第六七四号
  - 三 開発区域に含まれる地域  
北葛城郡十牧町下牧三丁目一五四四番地ノ一、一五四四番地ノ二及び一五六八番地ノ一
  - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛城郡十牧町下牧三丁目二番四号  
平井昇

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。